

事務連絡
令和2年3月19日

各〔都道府県
政令指定都市
中核市〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その6）

このたびの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に関連しては、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校一斉休業を受けた対応について（令和2年2月27日付事務連絡）」等に基づき取り組んでいただいているところですが、春休み期間中については、下記の通りの取扱いといたしますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

なお、学校始業時の取扱いについては、別途ご連絡いたします。

記

春休み期間中は、基本報酬を学校休業日単価として用いるほかは、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）」（令和2年3月13日付け事務連絡）の2の取扱いを引き続き用いることとする。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102） FAX：03-3591-8914 E-mail： shougaijishien@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年3月13日

各〔都道府県
政令指定都市
中核市〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）

このたびの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に関連しては、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校一斉休業を受けた対応について（令和2年2月27日付事務連絡）」等に基づき取り組んでいただいているところですが、来週から学校の臨時休業を終了し、春休みまでの間通常登校が始まる自治体におかれましては、下記の通りの取扱いといたしますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

なお、春休み期間中の取扱いについては、別途ご連絡いたします。

記

1 特例等を終了する事項

○基本報酬について

（新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和2年2月27日付事務連絡））

一斉臨時休業中に放課後等デイサービスの支援を提供した場合の基本報酬については、学校休業日単価を適用いただいておりますが、一斉臨時休業の終了に伴い原則として平日授業終了後単価を適用することとなります。

ただし、近隣自治体において臨時休業が継続しておりやむを得ず引き続き午前中から支援を提供する必要があると事業所から要請を受けた場合等、特段の事情がある場合には、市町村の裁量において引き続き学校休業日単価を用いることとしても差し支えありません。

2 特例等を継続する事項

○基準等に係る柔軟な取り扱いについて

(新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(令和2年2月20日付事務連絡))

障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等に係る柔軟な取扱いについては、引き続き可能とします。

○市町村の裁量による支給量の変更について

(新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(令和2年3月3日付事務連絡))

支給決定の支給量を超えて放課後等デイサービスを利用する際に、保護者等からの申請を省略し、市町村の職権で行って差し支えないこととしておりましたが、引き続き実施をお願いいたします。

○代替サービスの提供による報酬請求について

(新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(令和2年2月20日事務連絡))

(新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応について(その3)(令和2年2月28日事務連絡))

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下の場合において利用者の居宅や電話、スカイプなどで健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とする取扱いについては、引き続き可能とします。

- ・都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染するおそれがある場合等、サービス事務所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合
- ・幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合

○看護職員確保のための取組みについて

(新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関連しての重症心身障害児や医療的ケア児等の受入れについて(令和2年3月6日事務連絡))

重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れている事業所における看護職員の確保に当たっては、引き続き以下の対応例を元に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

- ①同一法人内で他の施設等に勤務する看護職員について、臨時的に事業所の業務に携わること
- ②地域の訪問看護ステーションとの連携により、訪問看護師に事業所の業務に携わっていただけるよう協力を求めること
- ③各教育委員会等に確認の上、特別支援学校等に配置された看護職員に協力を求めること。その際に、特に、日頃から医療的ケア児等が通う事業所の業務に携わっていただくことが望ましいこと。なお協力を求めるに当たっては、臨時休業中の看護職員の業務負担を踏まえた上で、適切に対応いただくことが望ましいこと

また、看護職員が配置されている他の障害福祉サービス等施設・事業所や介護保険の通所介護支援事業所等における受入れについても引き続きご検討ください。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03-5253-1111（内線3037，3102） FAX：03-3591-8914 E-mail： shougaijishien@mhlw.go.jp
--